

## 20 資格制度

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
資格制度の見直し (国土交通省)	(不動産鑑定士) 不動産鑑定士を目指す者の裾野を広げつつ、その資質の向上を図り、将来にわたって優秀な不動産鑑定士を確保していくため、試験を1回2段階の体系に簡素合理化し実務経験2年以上の要件は廃止することで、受験者の負担の大幅な軽減を図るとともに、実務の修習課程を充実させ、これを修了した者に資格を付与するよう、不動産鑑定士試験制度を見直す。 【不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第66号)】	措置済(18年2月施行予定)				
配点、質問要旨等の公表 (経済産業省)	(中小企業診断士) 平成16年夏の試験から以下を実施する。 了解の得られた試験出題委員のみ公表(次回の委員選任から全ての委員の公表を検討) 1次試験の配点を公表 2次試験の質問主旨を公表 受験者の属性は、「性別、年齢、職業区分」を公表 登録機関による実務補習に変更 【中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成16年4月経済産業省令60号)】	措置済				
定期講習受講義務に係る負担の軽減 (経済産業省)	(第一種電気工事士) 第一種電気工事士に受講が義務付けられている定期講習について、受講者等の負担軽減という観点から、講習内容及び講習方法の見直しを行う。 【電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(平成16年3月経済産業省令第45号)】	措置済(4月施行)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し (経済産業省) <エネイの再掲>	(エネルギー管理者) a エネルギー管理者1人が管理するに適切な設備・人員等の範囲を見直す。	検討・結論	措置		<エネルギーイの再掲>	
(経済産業省)	(電気主任技術者) b 第二種及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分については、現状において電気工作物の工事、維持及び運用に関する技術レベルの違いはないことから、当該区分を撤廃し監督範囲を拡大する見直しを行う。 【電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成16年7月5日経済産業省令第75号)】	措置済 (7月施行)				
選任要件の緩和 (経済産業省)	(電気主任技術者) a 電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。	措置済				
(経済産業省)	(エネルギー管理者) b エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者(工場における燃料等や電気を消費する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など)から選任する場合の要件を明確化するとともに、複数事業場のエネルギー管理者の兼務規定について検討し、実施する。	外部委託 について 措置済  兼務規定 について 検討・結論	措置		(経済産業省) エネルギー管理者(管理員)の兼務については「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する施行規則(平成18年3月29日経済産業省令第19号)」を制定し、一定の要件の下で承認することとし、その承認基準を「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第8条第2項等の承認の基準(平成18・03・27資第17号)」において整備した。 (平成18年4月1日施行)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
(経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) c 保安が確実に確保される移動距離の制限値及び保安体制の要件等について、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえて検討し、措置する。	検討	措置		(経済産業省) ボイラー・タービン主任技術者が兼任できる事業場の範囲を拡大することについて、平成18年度中に必要な措置を実施する予定。	
(厚生労働省) <雇用力の再掲>	(衛生管理者) d 職場の衛生管理体制の確保・向上を一層図るという観点から、事業場に直接雇用されていない者を衛生管理者として選任することができるよう、所要の措置を講ずる。	検討・結論	措置		<雇用力の再掲>	
実務経験要件の見直し (経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) a ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討			(経済産業省) 安全管理審査におけるシステム安全管理審査の申請状況を勘案すると(システム安全管理審査の占める割合は全審査の約5%)、事業者における安全確保に関するマネジメントシステムの浸透は十分であると判断し難く、現時点において当該運用についての検討を行うことは困難である。 今後も引き続き、マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ、引き続き検討する。	
(厚生労働省) <福祉ア bの再掲>	(介護支援専門員) b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			<福祉ア bの再掲>	
試験の改善等による資格取得要件の改善 (国土交通省、総務省) <住宅工の再掲>	(主任技術者) 電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用可否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討する。	検討・結論			<住宅工の再掲>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
通訳案内業試験の採点基準及び合格基準の明確化 (国土交通省)	受験者の予見可能性を高めるために、既に公開している解答例につき、周知徹底を行う。	措置済				
観光通訳ガイドの育成等の方策の検討・実施(国土交通省) ＜運輸ウの再掲＞	a 現行の通訳案内業制度について、新規参入者の増大・多様化、競争促進によるサービス内容の適正化を図る観点から、まず、参入規制について、事業免許制を資格の登録制に改める。	法案提出・速やかに措置			＜運輸ウの再掲＞	
	b 多様なニーズに対応するため、資格取得の際の試験制度についても、簡素でかつ通訳ガイドとして真に必要な知識・能力を問うものとする。このため、他の資格試験制度における合格者に対する試験免除の範囲を拡大を図るなど必要な見直しを行う。	法案提出・速やかに措置			＜運輸ウの再掲＞	
	c 地域の実情に応じたきめ細かな対応を行う観点から、特定地域においてのみ通訳ガイド業務を行う地域限定通訳ガイド制度を新たに創設する。	法案提出・速やかに措置			＜運輸ウの再掲＞	
ボイラー・タービン主任技術者のアウトソーシング (経済産業省)	全国の発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の実態把握を行った上で、ボイラー・タービン主任技術者のアウトソーシング導入に係る要件や実現可能性等について所要の検討を行い、結論を得る。		検討・結論		(経済産業省) ボイラー・タービン主任技術者のアウトソーシングを認めることについて、ボイラー・タービン主任技術者の業務実態等に基づき検討を実施しているところ。検討結果を踏まえ、平成18年度中に必要な措置を実施する予定。	
公証事務の民間開放推進 (法務省)	公証人について、各人の適正・能力に応じた選考を行うことはもとより、民間出身者がより応募しやすくなるよう、公募の在り方を見直し、公募制度の一般への更なる周知を図るとともに、実施した試験の概要を公開する等、更なる民間開放の推進に向けた環境づくりを進める。		措置		(法務省) 公募実施について、法務省ホームページに掲載するなどして、その周知に努めるとともに、実施した試験の概要を公開した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
運転免許試験の 民間開放推進 (警察庁)	運転免許関係事務の更なる民間開放の観点から、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察の実情に応じ、学科試験その他の全ての業務の実施について、民間開放を推進すべきであること。</li> <li>特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。</li> <li>上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。</li> </ul> 【警察庁通達平成17年1月27日警察庁丁運発第15号、丁交企発第24号】	措置済				
砂利採取業務主任者試験、採石業務管理者試験の 民間開放推進 (経済産業省)	都道府県知事に対して、国と調整を図りつつこれら両試験を束ねた上で、さらにこれら両試験と束ねることのできる類似の試験制度の有無について調査し、民間開放の可能性を検討するよう要請する。		検討・結論		(経済産業省) 平成17年4月18日付で、各都道府県知事宛に検討を要請。 (都道府県) 平成17年6月から都道府県を代表するワーキンググループを設置し検討を重ね、この検討結果を受けて各都道府県で更に検討を行い、平成18年2月～5月、各都道府県知事から経済産業省へ検討結果の報告が行われた。 この報告内容は概ね以下のとおりである。 1. 両試験及び他の試験との統合実施について 両試験の統合実施(同日実施・同会場)は可能である。知事が実施する他の資格試験との連携については、他の資格試験に関する全国組織が無いこと等により、困難である。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>2. 民間開放の可能性について</p> <p>現状においても、試験の実施に係る業務のうち、試験問題の作成の一部は民間に委託しているが、更なる民間委託の推進を図る観点から、法令等により都道府県が自ら実施することが必要な業務を除き、民間委託範囲の拡大の可能性について検討を行った。しかしながら、複数の試験実施業務を行っている民間事業者に見積りの依頼等を含めヒアリングを実施した結果、コストが上昇することが見込まれることから、民間委託の更なる拡大は困難である。</p>	
<p>手筒花火に係る火薬類取扱者の年齢制限の緩和 (経済産業省)</p>	<p>技術基準を見直し特殊繊維製の内筒を利用するなど安全確保策を講じるとともに、青少年によっても安全な消費が可能となることを担保するための関係地方公共団体による個別従事者認定等を条件に、年齢制限を緩和する。</p>		措置		<p>(経済産業省)</p> <p>手筒花火の安全確保策として、火薬類取締法に基づく技術基準に手筒花火の構造・材質等を定めるとともに、青少年によっても安全な消費が可能となることを担保するため、消費の技術基準を整備した(平成18年3月31日公布)</p>	
<p>休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認 (経済産業省)</p>	<p>休止期間中の火力発電所については、休止の実態等を踏まえ、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を不選任とすることについて検討し、結論を得る。</p>		検討・結論		<p>(経済産業省)</p> <p>休止中火力発電所のボイラー・タービン主任技術者については、不選任を認めることは保安確保の観点から困難であるものの、他の運転中火力発電所のボイラー・タービン主任技術者が兼任することが可能であるか検討を実施しているところ。検討結果を踏まえ、平成18年度中に必要な措置を実施する予定。</p>	